

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、元請け、下請け取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. 建設土木業界全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、建設土木業界全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

社員の健康生活の促進

- 1) 毎年の健康診断とそのアフターケアの推進
- 2) 生命保険会社との提携によりヘルスケアデバイスの装着によるセルフケア推進
- 3) 地元地方公共団体でのメンタルケア講習会の積極参加
- 4) 同業者間での健康増進運動等への参加
- 5) 社員に対して健康関連の食品や製品の情報発信

2. 「振興基準」の遵守

元請事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、新規取引事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。また、手形取引の利用廃止に向け、大企業間取引も含め、現金払い（振込等）や電子記録債権への移行に取り組みます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない追加工事や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

⑤ 新会計制度（電子帳簿保存法、インボイス制度等）対応

新会計制度（電子帳簿保存法、インボイス制度等）施行により小規模取引先が未対応の場合でも対応策を講じ取引停止等の措置は行いません。

2023年6月5日

瑞伸建設工業株式会社

代表取締役 田村芳人